

委員会提出議案第1号

加齢性難聴者への補聴器購入等に対する公的支援を求める意見書

地方自治法第109条第6項の規定に基づき、上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和6年6月20日

岩倉市議会議長 関戸郁文様

提出者 厚生・文教常任委員会  
委員長 片岡健一郎

## 加齢性難聴者への補聴器購入等に対する公的支援を求める意見書

今日、社会の高齢化に比例して加齢による難聴者、いわゆる加齢性難聴者が増加している。難聴は認知症の危険因子の一つであるとも言われている。また、難聴になると、人や社会とのコミュニケーションを避けがちになり、高齢者の社会参加が求められる中で障壁となっている。よって、加齢性難聴者を早期発見するために聴力検査は重要である。

この加齢性難聴への対策として補聴器の使用が挙げられるが、難聴の状態は一人ひとり異なるため補聴器を適切に、かつ、効果的に使用するためには補聴器相談医への受診、補聴器の購入後も専門知識を持つ認定補聴器技能者との調整が必要となる。また、補聴器の価格は片耳当たり概ね3万円から20万円と高額で、かつ、保険適用ではないため全額自費となることから助成が必要となる方もいる。

近年、従来の補聴器に加えて、耳の軟骨を振動させて音を伝える「軟骨伝導」等の新しい技術を用いたイヤホンが開発されている。この聴覚補助機器は、従来の気導・骨導補聴器では十分な補聴効果が得られない方や、装用そのものが難しい方に対する新たな選択肢となった。

このように、さまざまな難聴者に適用できる聴覚補助機器等の選択肢が整った今、高齢者が加齢性難聴になっても、生活の質を落とさず、心身共に健やかに社会参加するための補聴器購入等に対する公的支援が求められている。よって、下記のように加齢性難聴者の補聴器購入等に対する公的補助制度の創設及び聴覚補助機器等の積極的な活用を促進する取組を強く求める。

### 記

- 1 国において、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設すること。
- 2 国において、健康診断等で、聴力検査が実施できるよう環境を整えること。
- 3 耳が聞こえにくい高齢者や難聴者と円滑にコミュニケーションを取れるよう、行政等の公的窓口などに、合理的配慮の一環として軟骨伝導イヤホン等の配備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

岩倉市議会

提出先

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣